

法務省民二第 852 号

平成 26 年 12 月 25 日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長

(公印省略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

平成 17 年 2 月 25 日付け法務省民二第 456 号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し、別紙の 1、2 及び 7 については平成 27 年 2 月 23 日から、別紙の 3 及び 8 については平成 27 年 2 月 23 日以降の登記所ごとに別に定める日から、別紙の 4 から 6 までについては本日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、平成 27 年 2 月 23 日に別紙の 3 及び 8 を実施する登記所については、別紙の 7 は実施しないものとします。

別紙

- 1 第 37 条第 1 項に次の一号を加える。
  - (5) 当該登記識別情報その他の登記官の使用に係る電子計算機において登記名義人を識別するために必要な情報を表すバーコードその他これに類する符号
- 2 第 37 条第 2 項中「同条第 2 項の措置として、登記識別情報」の下に「及び前項第 5 号に規定するバーコードその他これに類する符号」を加える。
- 3 第 37 条第 2 項中「見えないようにするシールをはり付ける」を「見えないように用紙を折り込みこれを被覆し、その縁をのり付けする」に改める。
- 4 第 49 条第 3 項中「第 2 号及び第 4 号」を「第 3 号及び第 5 号」に改める。
- 5 第 119 条第 2 項中「前条」を「第 118 条」に改める。
- 6 第 133 条第 1 号中「登記事項証明証等」を「登記事項証明書等」に改める。

7 別記第54号を次のように改める。

別記第54号(第37条第2項関係)

### 登記識別情報通知

次の登記の登記識別情報について、下記のとおり通知します。

【不動産】

【不動産番号】

【受付年月日・受付番号(又は順位番号)】

【登記の目的】

【登記名義人】

(以下余白)

記

登記識別情報

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

符号

平成 年 月 日

法務局 出張所

登記官

附印

(注) 〇部分には登記識別情報を記載する。

8 別記第54号を次のように改める。

別記第54号(第37条第2項関係)

### 登記識別情報通知

次の登記の登記識別情報について、下記のとおり通知します。

【不動産】

【不動産番号】

【受付年月日・受付番号(又は順位番号)】

【登記の目的】

【登記名義人】

(以下余白)

平成 年 月 日

法務局 出張所  
登記官

職印

記

登記識別情報

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

符号

1 不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）の一部改正 新旧対照表（第37条，第49条，第119条，第133条関係）【平成27年2月23日までに実施する分】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登記識別情報の通知）</p> <p>第37条 登記識別情報の通知は，登記識別情報のほか，次に掲げる事項を明らかにしてするものとする。</p> <p>(1) 不動産所在事項及び不動産番号</p> <p>(2) 申請の受付の年月日及び受付番号又は順位番号並びに規則第147条第2項の符号</p> <p>(3) 登記の目的</p> <p>(4) 登記名義人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(5) <u>当該登記識別情報その他の登記官の使用に係る電子計算機において登記名義人を識別するため必要な情報を表すバーコードその他これに類する符号</u></p>	<p>（登記識別情報の通知）</p> <p>第37条 登記識別情報の通知は，登記識別情報のほか，次に掲げる事項を明らかにしてするものとする。</p> <p>(1) 不動産所在事項及び不動産番号</p> <p>(2) 申請の受付の年月日及び受付番号又は順位番号並びに規則第147条第2項の符号</p> <p>(3) 登記の目的</p> <p>(4) 登記名義人の氏名又は名称及び住所（新設）</p>
<p>2 規則第63条第1項第2号又は同条第3項に規定する登記識別情報を記載した書面（以下「登記識別情報通知書」という。）は，別記第54号様式によるものとし，同条第2項の措置として，登記識別情報及び前項第5号に規定するバーコードその他これに類する符号を記載した部分が見えないようにするシールをはり付けるものとする。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>（資格者代理人による本人確認情報の提供）</p> <p>第49条 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>2 規則第63条第1項第2号又は同条第3項に規定する登記識別情報を記載した書面（以下「登記識別情報通知書」という。）は，別記第54号様式によるものとし，同条第2項の措置として，登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールをはり付けるものとする。</p> <p>3～6 （同左）</p> <p>（資格者代理人による本人確認情報の提供）</p> <p>第49条 （同左）</p> <p>2 （同左）</p>

3 前項第3号及び第5号の証明書は、発行後3月以内のものであることを要する。  
4 (略)

(管轄区域がまたがる場合の登記完了の通知の様式等)

第119条 (略)  
第5条の場合には、規則第40条第3項及び第4項の規定に準ずるものとする。この場合においては、第118条第5号及び前項の規定を準用する。

3・4 (略)

(登記事項証明書等の作成の場合の注意事項等)

第133条 (略)  
(1) 主任者は、作成した登記事項証明書等が請求書に係るものであることを確かめなければならない。

(2)～(7) (略)

3 前項第2号及び第4号の証明書は、発行後3月以内のものであることを要する。  
4 (同左)

(管轄区域がまたがる場合の登記完了の通知の様式等)

第119条 (同左)  
第5条の場合には、規則第40条第3項及び第4項の規定に準ずるものとする。この場合においては、前条第5号及び前項の規定を準用する。

3・4 (同左)

(登記事項証明書等の作成の場合の注意事項等)

第133条 (同左)  
(1) 主任者は、作成した登記事項証明書等が請求書に係るものであることを確かめなければならない。

(2)～(7) (同左)

2 不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）の一部改正 新旧対照表（第37条関係）【平成27年2月23日以降の登記所ごとくに別に定める日から実施する部分】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(登記識別情報の通知)            第37条 (略)            2 規則第63条第1項第2号又は同条第3項に規定する登記識別情報（以下「登記識別情報通知書」という。）は、別記第54号様式によるものとし、同条第2項の措置として、登記識別情報及び前項第5号に記載した部分が<u>見えな</u>い<u>よう</u>に<u>用紙を折り込み</u>これを被覆し、<u>その縁を</u>のり付けするものとする。            3～6 (略)</p>	<p>(登記識別情報の通知)            第37条 (同左)            2 規則第63条第1項第2号又は同条第3項に規定する登記識別情報（以下「登記識別情報通知書」という。）は、別記第54号様式によるものとし、同条第2項の措置として、登記識別情報及び前項第5号に記載した部分が<u>見えな</u>い<u>よう</u>に<u>するシールをはり付け</u>るものとする。            3～6 (同左)</p>